

石木ダム

家屋の強制収用準備開始

県側 裁決申請へ25日告示

県と佐世保市が川棚町に

計画する石木ダム事業について、県は21日、反対地権者13世帯のうち4世帯の家屋や農地などについて、強制的にダム用地の収用を可能とする裁決申請に向けた手続き開始を25日に告示すると発表した。

対象は川棚町石木郷と岩屋郷のダム本体工事に必要な約3万1千平方メートル。対象の地権者と合意できずに強制的に収用する場合、県は1年以内に県収用委員会に

裁決申請する。

昨年9月に国から事業認定されたとき、反対地権者13世帯の家屋を含む約12万1千平方メートルは収用手続きを保留していた。土地収用法では、保留期間は事業認定を受けてから最大3年まで。県と佐世保市は今年9月、農地約5500平方メートルについて裁決申請を行った。県は保留を続ける残りの用地についても今後、手続きを始める方針。

県庁で記者会見した県土

本部の担当者は「ぎりぎり

まで努力を続け、地権者の理解を賜りたい」。一方、地権者側弁護団の馬奈木昭雄弁護士は「反対地権者の思いは一致しており、手続きを進めても事業の前進はない。ごり押しは混迷を深めるだけだ」と話した。

また、石木ダムの付け替え道路工事について、県が地権者や支援者を相手に妨害行為の禁止を求めた仮処分申し立ての審尋が21日、

長崎地裁佐世保支部であった。

審尋は非公開。地権者側の弁護団によると、地裁側は「決定を出しても問題が解決するとは思えない」として双方に妥協案を探る話し合いを提案したが、県側は「工事を妨害しないことを約束しない限り意味がない」と拒否したという。次回で審理を終える見込み。

(北島剛、阪口由美)